

年金生活者等支援臨時福祉給付金 まもなく受け付けを開始

問い合わせ先
市臨時福祉給付金コールセンター
☎046(252)7070(4月18日(月)から)
担当 福祉長寿課 臨時福祉給付金担当
☎046(252)8820 ☎046(252)3600

市では、「一億総活躍社会」の実現に向けた年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向けの給付金)の申請受付を開始します(対象者には5月上旬から順次申請書を発送)。
○支給対象者 次の全ての条件に当てはまる方
・昭和27年4月1日以前に生まれた方
・平成27年1月1日(基準日)時点で座間市に住民登録がある方
※申請は平成27年1月1日現在に住民登録していた市区町村で行う必要があります。
・平成27年度の市民税が非課税の方(市民税課税者に扶養されている方、基準日時点で生活保護被保護者は対象外)
※市民税に関することは市民税課☎046(252)8833へお問い合わせ下さい。
○支給額 一人につき3万円(1回限り)
○申請期間 5月9日(月)～8月9日(火)(必着)

申請先

〒252-1856
6座間市役所福祉長寿課
臨時福祉給付金担当宛へ郵送
※申請書に同封する返信用封筒をご利用ください。
窓口 市役所3階312会議室(午前9時～午後5時)
※窓口の申請は混雑します。郵送による申請にご協力ください。
※出張所などでは受け付けません。
○申請の注意点
市民税の課税状況について判断できない方には申請書が郵送できません。市民税課で申告などの必要な手続きを行った上で申請をしてください。
また、支給は口座振込が原則です。申請受付から約二カ月で振り込みます。

○申請期間 5月9日(月)～8月9日(火)(必着)



スマートハウス関連設備 設置補助制度のご利用を

担当 環境政策課
☎046(252)7675
☎046(252)7743

市では、家庭における再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化を防止するため、次の設備を設置する方へ予算の範囲内で補助金を交付します。
補助対象要件や必要書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。
○補助対象 市内の自ら居住するまたは居住予定の住宅に、新たに補助対象設備を設置する、市税の滞納がない方
○補助対象設備と補助金額
▽住宅用太陽光発電システム 出力1キロワットあたり1万2千円(上限4万円)▽エネファーム 4万円▽リチウムイオン蓄電池 4万円▽HEMS(ヘムス) 8千円
※いずれも新品(設置工

事未着工のもの)に限り
ます。
※平成21年度以降に市から補助金の交付を受けた関連設備については、対象となりません。
○申請期間 平成29年2月20日(月)まで
※事業の完了日から30日以内、または平成29年3月21日(火)のいずれか早い日までに完成届を提出してください。
○申請方法 設置工事着手する日の14日前までに、申請書に必要書類を添えて直接担当へ

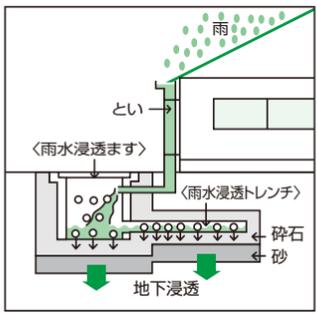
雨水浸透施設などの設置助成

担当 環境政策課
☎046(252)8214
☎046(252)7743

市では、地下水・湧水量保全のため、下表の通り雨水浸透施設などの設置費用の一部を助成しています。助成要件がありますので、事前に担当へご相談ください。
※予算の範囲内で実施しますので、年度の途中で終了する場合があります。
※雨水浸透施設に接続されていない雨どいに雨水貯留槽を設置される場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。



雨水貯留槽



雨水浸透ます・雨水浸透トレンチ

雨水浸透施設などの設置助成額

雨水浸透ます(2基以上設置する場合)	1基当たり12,500円(上限4基分)(重点的かん養推進区域は1基1万7千円)
雨水浸透トレンチ	1メートル当たり6,500円(1メートル未満は切り捨て)(上限は20メートル分)
浸透性アスファルト舗装(100平方メートル以上の駐車場)	1平方メートル当たり500円(上限500平方メートル分)
雨水貯留槽	本体価格等の半額(上限2万5千円)

「もったいない」だけでは済まされない 食品ロスをなくそう

食品ロスとは、食べられるのに捨てられる食品のことで、世界では毎年、人が消費するために生産した食料の約3分の1が捨てられています。

日本では、年間約1700万トンの食品廃棄物が捨てられており、このうち約500～800万トンの食品ロスが含まれると推計されています。これは世界の食料援助量の約2倍で、半分は家庭から出たものです。

発展途上国では、栄養不良が原因で、5歳になる前に命を落とす子どもが年間約500万人います。食品ロスは、「もったいない」だけでは済まされない問題となっています。

食品ロスをなくすために

- ・ 外食では、食べきれぬ分だけを注文する。
- ・ 食材を買い込み過ぎない。
- ・ 賞味期限(味は落ちるが数日は食べられる)と消費期限(過ぎたら食べない方がよい)の違いを理解する。
- ・ 食材の切り方、使い方を工夫し食べない部分を減らす。

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616

平成28年度 木造住宅無料耐震相談会

担当 建築住宅課
☎046(252)7396
☎046(252)3550

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、次の予定で無料耐震相談会を開催します。ご自宅の耐震性に不安がある方はお申し込みください。
【第1回相談会】

○とき 5月28日(土) 午前9時30分～午後4時
○相談時間 約45分(申込順・時間予約制)
○ところ 青少年センター3階大会議室
○相談員 神奈川県建築士

事務所協会 座間支部会

○持ち物 受付後に市から送付された書類、確認申請などの図面(略図でも可)、建物状況が分かる写真など
○申込方法 5月6日(金)までに電話で担当へ

※市では木造住宅の無料耐震相談を受けた方に対し次の通り補助します。
▽耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1(上限5万円)
▽改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円)
▽耐震改修工事を実施する方 現場立会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震改修工事費用の2分の1(上限50万円)、収入が一定額以下の世帯は20万円加算、市内施工者により工事を行う場合は20万円加算
※住宅耐震改修をした場合、「所得税額の特別控除」の制度があります。

